

大嘗祭に就て

和田 英 松

明治聖徳記念學會におきまして、大嘗祭に就いての御話を致しまするやうにといふ事で、今日この御席に出まして、講演致しますのは、此上なき光榮と存じます。併しながら、この大嘗祭に就きましては唯今加藤博士の申されました如く、先日國學院の囑託によりまして、御即位の禮と共に、其大體を講演致しました次第でございます。何しろ、莊嚴なる御儀式、神々しい所の御祭典でありますから、十分に祭儀禮式の事を心得て居りませぬと、逆も其真相を申し上げる事は六かしいのであります。私は、別に祭儀禮式の事にたづさはりませんでした事もなく、素より禮に閑はない事でございますから、唯記録の上のみに據りて、御話し致します。それ故、國學院においても、私は歴史上の方面に就いて講演致し、登極令に定められました御式典、即ち大正の御代に行はせらるゝ大嘗祭に就いては、他の御方に御願致しますのでございます。此の如く、今日御話し致しますのは、矢張古いところを主と致しますが、素よ

り調べも不十分でございますから、其御積りで御清聴を願ひます。大嘗祭の莊嚴にして神々しい御儀式である事は、申すまでもない事でございますが、此御儀式は上つがたのみではなく、下々のものまでも奉仕致し、種々の催しもございまして、實に愉快に楽しく、上下一致で執行せられたものでありますから、詳細な事は、到底僅かの時間では盡されない、ほんの概要だけをお話致す心得でございます。

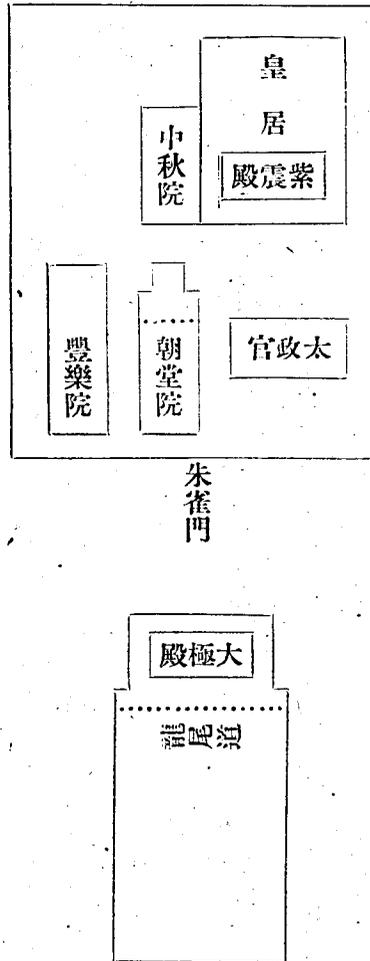
大嘗祭は、古く「オホニヘマツリ」とも、「オホンベマツリ」ともよませてありまして、天皇陛下が、新穀を天照大神、及び天神地祇に御備へなされ、親らもまた之を聞食す所の御儀式であります、これに嘗の字をあてたのは、禮記の祭儀に、「春禘秋嘗」とあるによつたものと見えます。全體、天皇陛下が、神饌を御備へなされて、親らも召上る御祭典には、二様あります。一は舊穀を以てせらるゝ儀で、之を神今食と書しまして、「ジンゴンジキ」とも、「カンイマケ」とも申します。之は六月十二日、十二月十一日の兩度、中和院内の神嘉殿で行はせらるゝのであります。一は新穀を以てせらるゝ儀でこれには二様あります。一は年々十一月下旬日に神嘉殿で行はせられ、一は御代の始に十一月行はせらるゝので、これが即ち大嘗祭であります。されば、大嘗祭は、新嘗祭を大きくしたもので、稱徳天皇の詔には、「大新嘗」と見えて居ります。

それで、大嘗祭、新嘗祭は、いつの頃から行はれたものであるか、これを調べて見ますると、天照大神が始めて、天狭國及び長田を植ゑ給ひて、新嘗聞食し、天孫降臨の際の勅語に、吾高天原に聞食す齋

庭の穂を吾兒にまかせまつると仰せられました事が、日本紀に見えて居ります。ゆにはの穂とは、齋場にて聞食したところの稻穂で、之がこの御式の起源であると思ひます。此の如く大嘗新嘗のものは一つでありましたが、それが區別せられたのは、いつの頃でありませうか、何分古いところの國史は、簡略でありますから、判明致して居りませぬが、天武天皇の御代には分つて居た事が明であります。即ち天武天皇二年十二月に大嘗祭を行はせられ、五年十一月新嘗祭を行はせられた事が、日本紀に見えて居ります。或はこれより以前から分つて居つたものであるかも知れませぬ。其頃の御儀式はいかなる有様でありませうか、年々行はせらるゝ新嘗祭の事さへも、別に記録したものがありませんから、詳にしられませぬ。奈良朝にても、別にこの御儀式を記したものはありませんが、平安朝の初嵯峨天皇の御代に、宮中に於ける御儀式を御制定になりました、弘仁儀式十卷を撰ばれました。此書は、遺憾ながら、今日傳つて居りませぬけれど、本朝法家文書目録に其内容を載せてありますのを見ますと、十卷の中卷一から卷三までは、大嘗祭の御儀式が書いてあります。それを以て見ても、大嘗祭の御儀式の、如何に莊嚴であり、御鄭重であるかと云ふことを、今日から推察することが出来ます。それから、清和天皇の御代に貞觀儀式十卷を制定せられました。これは、今日傳はつて居りまして是れを弘仁儀式の目録と對照致しますると、同じ事でありませぬ。殊に大嘗祭の御儀式もやはり三卷でありますから、弘仁儀式と大差はあるまいと思はれますので、それに依つて、弘仁の有様を窺ふことが出来るのであります。其以後は大凡

この貞觀儀式などによつて行はれましたものであります。

平安朝以前には、御儀式を行はせられた宮殿なども、區々でありましたが、御儀式を御制定になりました嵯峨天皇以來は御場所も定まつたのであります、こゝに其概略の圖を描きます。



大内裏の内には、皇居を初め、其他の宮殿、及び諸役所がある。正面の御殿を朝堂院と云ふ。其西方にあるのが豊樂院で、宴會を行ふ所であります。朝堂院の正殿が、大極殿で、そこで御即位の式を行はせられるのである。大極殿の前庭中に、一つの仕切があつて、南方が一段低くなつて居る。この仕切をば、龍尾道と申します。龍尾道の兩方に階段があつて、昇降するのであります。此龍尾道の前に、大嘗宮と云ふ御殿を新規に拵へて、其處で御儀式を行ふことになつて居ります。

所が、御殿は皆木造でございまして、火災のあつたときには、儀式を行はせられる場處がない。後三條天皇の御代に、大極殿も皇居も焼けまして、十幾年の間と云ふものは御造營か出来なかつた。其時いろく評議がありまして、太政官の建物が一番適當であると云ふので、太政官廳を式場として御即位の式を行はせられ、大嘗祭も同所の前庭に宮殿を建て、行はせられたのであります。平安朝の末にも、大極殿が焼亡致しましたので、安徳天皇は紫宸殿の南庭、後鳥羽天皇は太政官廳の庭に大嘗宮を建て、御祭典を行はせられたのである。それが後には此大極殿も、豊樂殿も再興することに至らなかつたのであります。ますから室町時代から中朝までは、大極殿の南庭なる龍尾道前の舊趾に大嘗宮を建て、行はれました。其時の皇居は、宮城外で、大極殿の舊趾は野原となつて居る上に、皇居との距離も餘程ありましたけれど、矢張宮城内の臨御と云ふ姿で、腰輿に召されたのであります。尤も鎌倉時代以後に於いては、御歴代の中、この御儀式を行はせられなかつたこともある。承久の亂の時の天皇即ち仲恭天皇は、御踐祚なされてから、七十餘日で戦争が始まつて、官軍が敗北して、三上皇が遠島に播遷せられると云ふやうな次第でありましたから、御即位式も大嘗祭も行はせられずに終はつた。それから、南北朝時代に於きましても、後村上天皇は吉野に在らせられたので、御即位式と申しても、三種の神器をホンの型ばかりに拜されたと云ふ位でありましたから、無論大嘗祭は行はせられなかつたものと推測致します。南北合一以後も、矢張り龍尾道前の舊趾で大嘗祭を行はせられたのであるが、應仁の亂以後は、御承知の通り

戦亂打續きまして、殊に京都は戦争が劇しく、関の聲矢さけびの音絶る事なく、修羅の巷となつたのであります。それ故、朝廷のいろ／＼の御儀式が廢せられて了ひまして、後柏原天皇は、踐祚あらせられてから廿餘年も御即位式を行はせられなかつた。其位であるから、大嘗祭は遂に行はれずして終はつた。其次の後奈良天皇、正親町天皇も、皆御即位式が延びた。或は九年、或は三年と延びた。それから、豊太閤が天下を平定して、政權を取るやうになりました。天正十四年に、正親町天皇の皇孫後陽成天皇が踐祚あらせられた。其時には御即位式は一ヶ月経たぬ内に行はせられたけれども、大嘗祭は行ふに至らなかつた。其次の後水尾天皇が踐祚あらせられたのは、丁度徳川家康が上洛して居つた時(慶長十六年)であります。此時も、御即位式は非常に早かつた。平安朝にも例のない程早く行はせられたが、大嘗祭は矢張り行はせられなかつた。斯の如く、秀吉家康が天下を執つて居た時は、どんな事でも出来る時代でありましたけれども、此大切なる大嘗祭は、行ふことが出来なかつた。殊に後水尾天皇の次の明正天皇は二代將軍秀忠女東福門院の御腹であらせられ、まだ御外祖なる秀忠が存生中であつたけれども、大嘗祭を行はせられなかつたのであります。さればその後、後光明、後西院、靈元の三代も、御即位式のみで、矢張り大嘗祭をば行はせられなかつたのであります。大嘗祭どころではない。新嘗祭が既に應仁以前からして廢せられて居ましたけれど、それさへも復興することが出来なかつた。

然るに靈元天皇が、皇子の東山天皇に御讓位になる以前に所司代を以て、いろ／＼將軍に御交渉があ

つた。然るに、江戸幕府の方では、費用が足らないと云ふ理由を以て、御断りをした。所が靈元天皇と云ふ御方は、非常に英明な御方であり、殊に一旦勅語のあつたことは、決して改めると云ふことのない御方でありますが、此御方が、是非此古式をば復興したいと云ふ思召で、御交渉になりましたが、どうも關東の方では聞かない。公卿衆の中にも、反對があつた。と云ふのは公卿衆の方は理由がある。古式の儘を復興するならば宜いが、なまなかに簡略の御儀式と云ふことはいけないと云ふのであります。皇族方にも不賛成の御方があつた。それをも構はずに、決して關東から費用を仰がない、卽位式の費用を割いて大嘗祭を行ふと云ふので御決行になつた。國郡を下定し悠紀主基を定められてから、費用の不足を危んで御中止になると云ふ噂まであつたけれども、それにも關せずして、ドシ／＼行はせられた。尤も御卽位の費用として、七千二百萬石程幕府から支出する譯である。それは定つて居るので、其中から二千七百石と、銀廿貫とを割いて行はせられた。それ故實際は無理な話であるのを、強て御再興になると云ふことは、餘程の深い思召しである。最も神慮に應じ、公武の合體の融和にもなり、非常に宜いのである。さう云ふ譯でありまして、大嘗祭は、三日に亘る御儀式であるけれども、それを一日に詰めて行はせられた。兎に角、靈元天皇の御讓位には、大嘗祭の復興と云ふことが、餘程籠もつて居るのではないかと思ひます。それから、次の中御門天皇の御代に至つて、其一旦起こされた所の大嘗祭をば中止されました。其理由は判明致して居りませぬ。其時は靈元天皇もまだ御在世中で上皇であらせられました。

たが如何ばかりか遺憾に思召したことであらうと拜察するのであります。

それから享保の末(八代將軍吉宗の頃)に至りまして、靈元天皇は八十歳近くで崩御になり、中御門天皇も崩御あらせられて、櫻町天皇が踐祚あらせられた。其時に大嘗祭復興の議が起つて、いろ／＼宮中で御相談があつた。尤も東山天皇の時にも、關白一條兼輝と云ふ人が、餘程盡力されたい。それでありますから、此人は、一方からは非常に恨を受けて居られたやうであります。兼輝の子の兼香が櫻町天皇の時にも骨を折り、其外の公卿も悉く同意して、幕府に對して大嘗祭の復興を迫つた。なか／＼朝廷でも幕府に對する一つの政略も考へて居られた様であります。前の東山天皇の時の事情もありませんので、そこで三つの要件を提出された。其三つの要件と云ふのは、(一)宮中の御儀式の中で、最も大切なる所の大嘗祭、(二)年々行はせられる新嘗祭、(三)六月十一日と十二月十一日に行はせられる月次祭後の神今食、此三つを要求せられた。神今食と云ふのは前にも述べました如く、新嘗祭、大嘗祭と性質が能く似て居る御儀式であります。そこで、この三つを要求されました。幕府の方でも、いろ／＼心配した。殊に所司代の土岐丹後守頼藝と云ふ人が、なか／＼骨を折つたらしい。丁度八代將軍吉宗の時でありますが、頼藝が關東に下つて、いろ／＼復古の相談を持出した。さうして幕府では新嘗祭と神今食は誠に困ると云ふことであつて、大嘗祭だけの復古を承知した。尤も新嘗祭は、東山天皇の御代大嘗祭を行はせられる時に、型ばかりに中興されたのであります。是れは京都の吉田家に、神祇官の八神殿があ

りますから、吉田家に御委託になつて、吉田家で御祭をすると云ふことであつた。それをば尙ほ今度は大きくしやう、宮中へ移して昔の通りにしやうと云ふのであります。けれども、幕府では悉く三つを復興する事は困ると云つて、大嘗祭だけを承知した。さうして幕府で費用を出すことになつた。是れは、徳川氏の最も極盛なる八代將軍の時であるにかゝはらず、速に事の運んだのは皇室の紀綱が段々復古する機運に向つた時であらうと思ひます。尙一方から考へますと、幕府の方にも、此古式を復興したいと云ふ考を有つてゐた人があるだらうと思ひます。

それは外ではありませぬが、八代將軍吉宗は、固より聰明な人である上に、吉宗の子に田安宗武と云ふ人があつて、此人が非常に國典の研究に興味を有つて居りまして、荷田春滿の子の在滿を召抱へて、國史國文の研究をしたのである。在滿は後に歌の論に就て、意見が合はないで引込みましたが、其次には加茂真淵が出た。さう云ふ譯でありましたから、宗武は國典の研究には非常に趣味を有つて居つた。隨て大嘗祭の如何なるものであると云ふことは、無論知つて居つたであらうし、殊に在滿が附いて居る時分のことであるから、之によつて考へて見ますと、在滿が裏面から宗武に勧め、宗武が親の吉宗に勧めたと云ふやうな事があつたもので、思ひの外に復興の議が容易く成立つたものであらうと想像せられます。是れは別に其證據はありませぬが、考へて見ると、さう云ふやうに思はれるのです。そこで、東山天皇の時には、御儀式が一日であつたのを復古して、三日間の御儀式にして、さうして幕府か

らは、在滿と畫師の住吉廣行と云ふ人が上洛して、御儀式を拜觀する。それですから、餘程細かい處までも立入つて拜觀もし、調べもしたのであります。在滿が其時分に書いた「大嘗會具釋」と云ふ書物が九卷ほどありますが、なか／＼能く調べて書いてある。又其時の御儀式の模様を廣行が書いて幕府に出した。所で在滿の門人が澤山ありまして、其等の門人が御儀式のことを拜聽したいと云ふ希望でありましたので、在滿が門人に御儀式の講話をしたのである。すると門人が是非之を出版したいと云ふのでそこで在滿が大要を書いて、中に畫などを挿んで出版した。之を「大嘗會便蒙」と申します。所が當時の公卿衆が其書物を見て、いろ／＼評議があつた。どうも宮中の神秘に屬することを遠慮なく書いて出版すると云ふことは、甚だ宜しくない、と。マア今日で言へば、出版條例に觸れると云ふやうなことで、非常に事が面倒になつて、幕府に掛合はれた。そこで幕府でも申譯がないと云ふので、在滿に閉居を命じた。在滿は門人の懇請がもだし難いのと、唯々御儀式の尊いことを一般に知らせやうと云ふので、出版したのでありませうが、時勢が今とは違ひますから、其れが罪になつた。是れは朝廷のことばかりではない。幕府の内部の餘り差支ないことを書いても、それが遠島とか、又は重い罪に處せられる。まだ朝廷のことであるから、閉居位な處で止まつたのです。此の如く、櫻町天皇の時に再び復興になりました以來、孝明天皇まで、其御儀式に多少の相違はございませうが、先づ古式に復されたのでございませう。さても此御儀式には、世職世業であつた、古代のまゝの役名の人々が奉仕する事となつて居たのであ

りますが、後には其子孫が斷絶して居ますから、名代の者が出る事になつて居たのである。明治天皇の御踐祚あらせられた時には、御即位式の方もいろいろ改訂されましたが、大嘗祭の方も、古式を斟酌になりまして、古い職名で今日傳はつてゐないのはいかぬからと云ふので、一切改められたのであります。それで明治の大嘗祭を行はせられたのであります。併し御式は矢張り昔の御式に據られたのであります。大正の大嘗祭の御儀式も矢張り古式に據られるのであります。唯々昔は御親祭は天皇陛下だけで行はせられて、皇后陛下は御加はりにならなかつた。それが登極令に依りますと皇后陛下も御参列になる。其處が古今の異同であります。是れが御儀式の沿革の大要でございます。

次に御儀式に就いてお話致しまするが、是れは餘迄込入つて居りますから大體を中上げるのであります。先こ平安朝からの御規定では、踐祚が四月以前ならば其年の中に大嘗祭を行はせられる。四月以後ならば翌年に至つて行ふと云ふことになつて居ります。無論平安朝以來は御代々の御替りが、讓位受禪の式であります。先帝がまだ御在世でありますから、概ね諒闇と云ふことがなく、踐祚あらせられて直ぐ其年の中に行ふことが出来る。尤先帝の崩御あらせられた場合には、諒闇でありますから、翌年或は翌々年に延はした事もあつた。そこで御舉行になるときは、十一月の中の卯の口、若くは下の卯の日と定まつて居る。新嘗祭と同じことです。御祭典の趣意は前にも述べました如く、新穀を以て神を御祭りになると云ふことでありますから、兎に角主眼たるものは新穀である。それが爲めに齋田と云ふものが必

要であります。此齋田の御決定と云ふことが昔と今日と多少相違がある様でございます。昔は國郡の卜定と云ひまして、國郡を先に定めました。神祇官の人が立會で龜卜に依つて定める。例の波々迦の木を燃やして龜の甲を灼く。龜は新しいのはいかぬさうです。古い龜の方が膏氣がなくつて宜いと云ふ。それを將基の駒の形に切つて灼いて、其裂目に依つて定めるのであります。斯うして先づ國郡を悠紀主基と云ふ兩つに分けて定める。悠紀主基と云ふのは前申しました天照大神が狹田長田の兩つの御田に稻を御作りになつたと云ふことが、其起源であらうと思はれます。此悠紀主基と云ふことに付ては、いろ／＼説がございます。悠紀は「すゝぎきよめ」主基は「つく」と云ふやうな説もあります。これは主基を次とも書いたものがあるから、「つく」と云ふ意味だといふ説も出ますが、是れは次と云ふ字が借字であつて、必しも其意味に依る必要はないかと思ふ。萬葉集などには、「たまたすき」に「玉手次」と云ふ字が當てゝある。其等に依つても、矢張り本居宣長の言はれた様に、「すゝぎきよめ」と云ふ様な意味であらうかと思はれる。悠紀の方が上で、主基の方が下と云ふ意味ではあるまいと思ひます。甲乙と云ふことが分かれたれて居る譯ではあるまいと思ひます。兎に角、其悠紀田、主基田から出來たものを御供へになるのであります。尤も此卜定と云ふことは今日新嘗祭にも矢張りあるさうでございます。昔も新嘗祭には特に齋田を定めたと云ふことであります。併し新嘗祭の方は歴史に詳しいことが載つて居りませぬから、明細なことは分りませぬ。

そこで國郡を卜定せられた事の、ものに見えて居りますのは、天武天皇の御代からであります。之を調べて見ますと、大要京都を中心として、東西に定まつて居る様であります。東の方は、東海道では遠江まで東山道では美濃あたりまで。西の方は、山陽道では備中まで、山陰道は因幡までの範圍らしい。でありますから大凡の處は定まつて居るのです。唯々變はつて居るのは、北陸道の越前が這入つて居る。さうして必しも悠紀主基と云ふものが一定して居るのではないので、或は此御代には悠紀になり、次の御代には主基になつたものがありますが、大體に於て、悠紀に擇ばれたのは東方が多く、主基に擇ばれたのは西方が多いやうであります。それが後には、大凡其悠紀主基が定まつて、平安朝の宇多天皇以來と云ふものは、悠紀は丹波と定まつて居つた。主基の方は近江と備中と交替であつたこともあり、近江ばかりのこともあり、備中ばかり二三代も續いたこともあつた。然るに後花園天皇以來は、悠紀は近江、主基は丹波と云ふことに定まつたのである。それ故國郡の卜定と申しましても、後には郡だけの卜定になつた。近江なり、丹波なりの國は定まつて居ますから唯郡を擇むことになつて居ります。それから齋田の選定は、拔穂使と云ふのを派遣されて定まるのである。但し種おろしの前に決定するのではなく穂の出るまで待つのであります。蓋し最も出來のよいのを選ばれたもので、これが大に産業奨励となつたものと考へられます。拔穂使と云ふのは、稻の穂を取りに行くのでありまして、八月下旬、若くは九月十月頃に神祇官の官吏を稜穂使に卜定して、其地方に派遣するのです。是れは悠紀と主

基と別々に行くのです。明治の時には一人で行かれた様ですが、昔は兩國へ別々行つたのです。さうして稲穂を持つて歸るのですから、兎に角一ヶ月ばかりは、其地方に滞在しなければならぬ。まづ稜使が到着すると國司郡司などが立會つて、土地を卜定するのである。其土地には、櫛に木綿ユヅをかけて之を四隅に建て、其中に八神殿を始め、稻實殿以下の屋舎を造るのである。八神殿には、御膳の事などに預り給ふ神八座を奉祀するのであります。稻實殿には御料の稻穂を置くのです。其外新穀を穂から粃にし、それを舂いて神饌にする迄の事をするもの宿泊する處や、また白酒黒酒シロキクロキと云ふ二種の酒を造る者とか、其外いろいろ雑役人の宿泊する處や、其外の屋舎を幾つも建てるのである。其神饌の事を奉仕するものや、酒を造る者は勿論其他の雑役人なども凡て其地方の人を擇ぶのですが。殊に白酒黒酒を造る者は郡司の女を擇んだので之を酒造兒サカヅコと申します。さう云ふ風に、いろいろの小屋が出来ます。また其外にいろいろの名稱がありますが、名稱は略しまして、兎に角それ等の人々が其處に宿泊して決して外に出ない。清淨潔白にして、御用を勤めるのであります。それで齋田即ち稻を作る所の土地は、六反程でありまして、田の四隅には矢張り木綿をかけた櫛を立て、清淨にして置きます、斯様に致して一ヶ月程経ちまして稲穂が成熟致しますと、それを抜採つて其小屋で乾かす。乾いてから、其れをば持つて京都へ上ぼる。京都へ上ぼる時には、國司を初め、前に述べました酒を造る者まで、皆同列で上ぼる。京都では何處に持つて來るか云へば、丁度御所の北の方(今の北野社の邊の齋場所に運ぶのです。齋

場所は東西に悠紀主基の齋場を設けて、各八神殿、稻實殿、黑白酒屋以下の屋舎を數多建て、そこで神供の料物及び祭祀に關する調度等を調理設備するのであります。

其外地方へ器物其他の供物などを取りに行く使とか、神明に捧げる所の御召物を織る所の使と云ふのが行く。是れは、其國が大抵定まつて居ります。また京都にても、太政官以下の官省から補せられた大嘗會行事といふ事務官が悠紀主基の兩方に「別れて、御儀式に關する事務を取扱うて居るが、其下には、或は器物を製したり或は装束を織つたりするものか隸屬して居る。

それから伊勢には、奉幣使を派遣する。五畿七道の新年祭に與かる所の各神社へも奉幣する。是れは八月の下旬です。更に十一月に至りまして、また伊勢と石清水と、加茂には特別に「由の奉幣」と申して御奉告の奉幣があります。

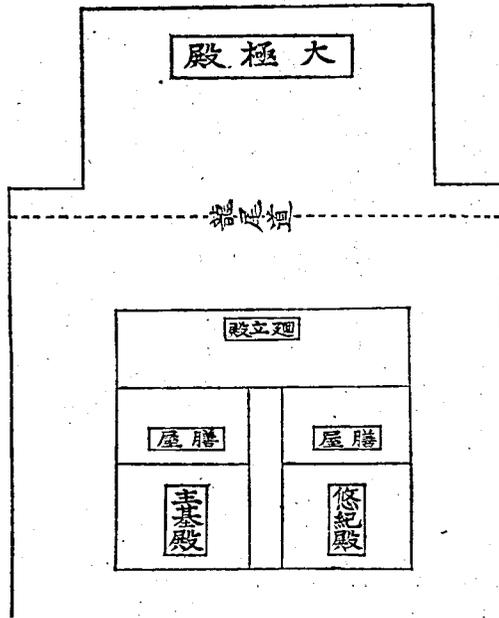
それから八月の初には大祓をする。重大なる御祭典を執行せられるのであるから穢があつてはならぬ。天下を淨めなければならぬ。昔は大祓と云ふとを非常に利用して、穢惡を祓除したのであります。今申した齋田なども、御決定になつてからは、必ず其土地で大祓をするのである。一世一代の重大なる御祭典を執行せられるのであるから、穢があつてはならぬ。それで一般に淨めると云ふので、大祓の使を左右京及び五畿七道に派遣せられるのです。地方は八月初旬に一度大祓するのみであります。左右京五畿内、近江、伊勢は、同月下旬にも大祓使を出すのである。殊に京都は九月十月の二箇月も月末毎

に大祓の式を行ふ。淨めた上に一層淨めると云ふ譯でございます。別して祭典に與かる所の人々は、紙屋川と云ふ川へ行つて御禊の穢をする。是れは九月の晦にしますので。尙十月の下旬から十一月の末まで一箇月の間は散齋アライイと云ひまして、一般に最も謹慎する。それから三日の間、殊に大嘗祭の當日は、致齋イハヒと云つて、是れは一層念を入れて身を淨める。物忌をする。其忌むべき箇條が延喜式其他の書に書いてありますが、それを見ると、餘程慎重に慎重を加へたことが分ります。例へば病室に行くことが出来ない。其一箇月の間は、罪人を判決したり、處刑することはならぬ。音樂をすることは出来ぬ。それからいろいろの穢れに觸れることは絶対に禁する。佛法の事を行うてはならぬ。忌服に掛かる者は一切遠慮する。其他獸物の穢れとか産の穢れに觸れると云ふことを慎む。言葉も慎まなければならぬ。例へば、死ぬると云ふことを言つてはならぬ。或は病と云ふことを言つてはならぬ。病は「やすむ」と云ふ泣くと云ふともいはれぬ。血と言ふともいつてはならぬ。血は「あせ」と言ふ。さう云ふ風に言葉までも言葉を用ひる。坊主と言ふこともいつてはならぬ。それであるから、僧侶が宮中に入出すると云ふ事は勿論禁制である。殊に武家時代には、醫者は皆坊主であつたけれど、醫者の出入することをとめる事はむづかしいから、そこで附髪をした。鬘を被つて出入する。宮中の屏風なども、坊主の描いてあるのは一切取除けてしまふ。陛下は古今集以下の歌集を御覽なされない。何となれば、歌集には坊主の詠んだ歌がある。或は哀傷の歌があると云ふので、さう云ふことも禁すると云ふやうな次第でありまして、

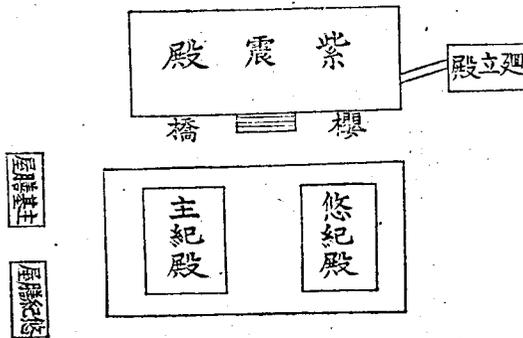
慎重に慎重を加へて、一點の穢れのない様にする。祭典の式場に與かる者でも、之を區別して大忌小忌としてある。小忌と云ふ方は最も慎むのです。是れは小忌衣と云つて肩衣の様なものを着る。大忌と云ふ方は、其れよりも少し軽い。小忌は大嘗宮までも入ることが出来るが、大忌は其處までは行かれない。十一月の下旬になりますと、陛下は尙ほ御禊の祓と云ふことを行はせられる。平安朝時代には加茂川で行はせられた。之を豊御禊トヨミソギとも河原の祓とも云ひます。其時には百官悉く供奉する。であるから非常な御行列です。節旗と云ふ旗を押立て、行く。是れは大臣大將の人の旗です。之を大カシラとも申しまして、それに八咫鳥が附いて居る。形は今遣つて居りませぬが、其旗も押立て、行く。行列の前後に供奉する者は騎馬でありますが、馬具でも装束でも非常に華美を競ふと云ふことであります。女官も多數は御所車に乗つて御供をする。御所車の後の方に簾が下がつて居つて、其處へ袖口を出す。それが非常に綺麗である。後世の所謂十二單で、いろいろ其季節に相當した色の袖口を出す。さう云ふ有様であるから市民がみな拜觀に出る。一つのお祭として此御禊と云ふことを、京都市民は非常に楽しみにして居る。道の傍らに棧敷を拵へたり、或は物見車に乗つて拜觀する。河原には百子帳と云ふものが出来きます。御帳の四方に帷子を懸けて、前後を開いて出入する様に出来て居ります。陛下が着御あらせられると、御手水を御遣ひになつて、其處で御禊を行はせられる。御禊の御式が済むと、其附近の神社に奉幣がある。其外いろいろ御式がありますが、大體だけ申上げたのでございます。

次に大嘗宮のことを述べます。大極殿の南庭なる龍尾道の前に大嘗宮が出来るのでありますが、大凡斯う云ふ形でございます。

第一圖



第二圖



この大嘗宮は丸木を用ひて、釘付ではなく、蔓で結び付けるのです。屋根は茅葺です。所謂古式で全く神代の遺風に倣ふのです。中世以降大極殿の再建もなく、其舊趾で行はれた時も、是れと同じ様式で

宮城の裏からなれば路も近うございますけれども、さうでなく、態々まはり道をして齋場から出て、悠紀主基が左右に分れて、宮城の東西なる大宮通に出で、南に向ひて、七條まで下がるのである。七條から悠紀は右に折れ、主基は左に折れて、朱雀大路に出る。朱雀大路と云ふのは二十八丈あるから非常に廣い。其廣い朱雀大路へ出ると北に向いて上つて来る。一方は悠紀、一方は主基で、朱雀通を併行して上り、朱雀門に這入るのです。其行列には、悠紀主基の行事兩國の國郡司以下のものが、悉く加はるので、是れが亦非常な壯觀である。殊に神饌供物と云ふやうなものばかりを運ぶのでなく、悠紀主基の標木の山と云ふものが附くのです。これは「悠紀主基の標木をたて、唯其目じるしとしたものであるのが、非常な素晴らしいものとなつたのである。中には高さ二丈幾尺と云ふやうな高いのがあつて、三丈程もある小屋を掛けて其内で造るのですが、つまり一つの造り物です。山を造つて、山の上に標を拵へて、それに「悠紀近江」とか「主基丹波」とか云ふやうなことを書いて、其上に又造り物をする。其一例を申し上げますと、仁明天皇の御時ですが、悠紀は、山の上に棕櫚を植ゑて鳳凰が二匹留まつて居る。棕櫚の木から五色の雲が起こつて、雲の上に「悠紀近江」と云ふ四字を表はした標がある。其標の上に太陽の形を造り、太陽の上に半月の形を造る。又山の前には天老及麟兒を描き、其背ろに連理の吳竹がある。主基もそれに負けないやうに、或は崑崙を造るとか、蓬萊を造るとか、目出度い盡しの飾物を拵へる。是れはみな畫師が意匠を凝らすのです。今で云へば山車です。山車の起原と言つても宜い。さう云ふものを拵

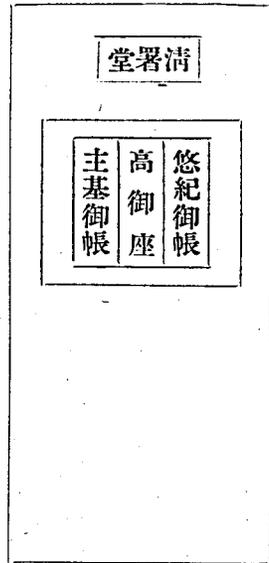
へて練歩くのですから、非常な壯觀であります。物見車が兩方から來て、衝突して車軸が折れたと云ふやうな話もある。此標の山に付ては、いろ／＼な事蹟があります。

次に御祭典の御儀式の順序を申しますと、先づ酉の刻(午後六時)にはすつかり淨めた所の火で、庭火なり燈火なりを悠紀主基の御殿の側に點じ、亥の刻(午後八時)から、御祭典が始まるのです。先づ昭訓門から御入りになつて、廻立殿に行幸になる。其處で御湯をお遣ひになる。御湯を御遣ひになるにもいろ／＼鄭重な御儀式がある。それから祭服と御召替へになつて、愈々大嘗宮に行幸になるのです。初には悠紀の御殿に行幸になる。其御行列が餘程古式です。御通路には、布毯といふものを敷く、さうして前の方に二人、後の方に二人居りまして、陛下の御進みになるに隨つて前の二人が敷いて行き、後の二人が卷いて行く、陛下より外に誰も履まぬやうにするのであります、さうして大臣が一人、中臣、忌部神子、猿女が御供をする。猿女と云ふものが御供するのは餘程古式であります。天照大神が天石窟に御こもりになつた時に、石窟の前で鈿女命が作併優をしたと云ふこと、又後には天孫降臨の時に鈿女命の子孫の猿女が先導し奉つたと云ふ意味から來て居るのであります。夜分であるから兩方に紙燭を燈して行く車持朝臣と云ふのが菅笠を取つて差掛ける。鳳凰の様な形で下の方が笠になつて居る。其外には笠取直と子部宿彌とが膝行して笠の綱を持つて行く。斯様にして廻立殿から大嘗宮に行幸になる。御儀式の中には、いろ／＼古風なこともあります、餘り長く申しましては、後の時間の妨げになり

ますから、序でに少しばかりお話を致します。或は吉野の國栖^{クサ}が、國風を奏するとか、或は語部^{カゴト}と云ふのが十五人程あつて、それが神代の故事を語る。語部の出る國は定まつて居るのです。昔は文字がなくして口々に語ると云ふ處から起こつたものであります。それから悠紀では悠紀の國の國風を奏するとか或は隼人は隼人の風俗の歌を奏する。それから、皇太子が御着席になつて、八開手^{ヤヒラテ}を御うちになり、五位以下、六位以下が順次に拍手するのであります。さう云ふことでありまして、廻立殿に於いて、陛下が御湯を御遣ひになつてから、悠紀の御殿に御入りになり、天皇陛下の御親祭になるまでには、餘程時間^{マタ}の掛かることでもあります。愈々御祭典の始まるのは、亥の一刻(午後十時)であります。それが御濟みになつて、又子の一刻から廻立殿に御して更に御湯を御遣ひになり、今度は主基の御殿に御入りになる斯う云ふ譯ですから、殆ど徹夜です。夕刻から夜明の頃まで、御祭典に御與かりになるのです。随分御代々々の中には、御幼帝も居らつしやるし、女帝も居らつしやるが、此大嘗祭の御儀式は不思議にも、滞りなく御濟ませになると云ふことであります。四條天皇は、まだ五歳の御年であらせられたけれど、聊も御作法等に御手落と云ふこともなく、御睡眠の御催しもなく、滞りなく御式を御濟ませになつたと云ふことであります。或は鳥羽天皇も御年が六才でゐらせられましたのですが少しも御倦きになると云ふことなく、能く御勤めになつたので、誠に成人の如しと申して當時の人が感嘆して日記に書いて居ります。

それで、この御祭典の御様子の詳しいことは分りませぬが、新嘗祭の御式と少しも變はりはない。又先刻申した神今食と云ふ御祭も變りはない。唯々神今食と云ふのは新穀を奉るのではなくして、先づ陛下が火を改めて新たに炊いた所の御飯を神に御備になり親も聞し食すのでありますが、其御式は少しも變はらないのであります。つまり、此大嘗宮には陛下が御先祖の天照大神を御招待になる所であり、悠紀主基ともに内院と外院とありまして、北の方が内院で、南の方が外院であります。其内院に賓座を設ける。賓座には一丈二尺の壘を敷いて、其上に又九尺の壘を四枚敷いて、其上に八重壘と云ふのを敷く。其壘の上に板枕と云ふ枕をする。つまり神様の御寢床です。さうして、南の方の側には、神様の御召物を置き、其足の方には御靴を置く。其外御帶、御髪なども皆取揃へてある。全く神様を御迎へ申す譯です。其側に陛下の御座があつて少し斜めになつて居る。其處で自ら御祭りになり、陛下も聞召すと云ふ次第であります。是れは大嘗祭、新嘗祭、神今食、皆同じであります。詳しいことは分りませぬけれども、大體はさうであらうと推察し奉るのであります。

それから御祭典が済みますと、翌日は、この大嘗宮をば、悉く取こはしてしまふ。北野の齋場も間もなく取こはしになるのである。そこで、辰の日には、豊樂院で宴會がある。豊樂院は斯う云ふ風になつて居ります。



中央に高御座がありまして、兩方に悠紀の帳主基の帳と云ふ御帳臺がある。此處へ陛下が出御になる。是れは御祭典ではないので、新穀を聞召して群臣に御酒饌を賜はるのです。此時に古い處では神祇官の中臣が神を捧げて壽詞を申上げる。それから忌部と云ふのが三種の神器を殿内に奉安する。それから悠約主基兩國の多明物(イモツモ)(兩國の獻上物)の目錄を奏聞する。さうして之を參列の諸員に御分ちになる。其外悠紀の國司が國の國風を奏するとか、或は又挿頭花(カザン)を獻上する。挿頭花と云ふのは造花です。陛下は櫻其他は梅とか云ふやうに、いろいろあります。それを陛下は冠の左に御挿しになり、臣下は右に挿す。つまり皆樂しく遊ぶと云ふ意味です。此日には例の標の山を舞臺の前に立てる。

それから巳の日は主基の節會です。是れは悠紀の節會と大體同じです。けれども舞樂は違つて居る。悠紀の方では、大和舞風俗舞を奏しますが、主基の方では、田舞を奏します。其後清署堂の神樂と云うて、清署堂でいろいろ音樂の遊びがあつたり、催馬樂などを唱うて遊ぶのであります。

次の日がいよ／＼豊明節會であります。此節會は、一層華やかで、久米舞と云ふのがある。神武天皇が九州を平定せられた時に、大和の宇陀と云ふ處で、兄猾を征討なされた。其時に陛下は非常に御満悦で長篇の歌を御詠みになつた。其御製に依つて舞が出来て居る。それを久米舞と云ふ。二十人二列になつて御製を奏するのです。それから神功皇后が三韓征伐をなされて凱旋せられた時が丁度新嘗祭に當るそこで安部氏の先祖が吉例に依つて舞樂を奏した。それを古志舞と云ふ。是れは舞人二十人、樂人二十人で行ふのです。それから五節の舞がある。五節の舞は年々行はせられる新嘗祭の時にもあります。五人の舞姫が、五たび袖を翻して舞ふだけのことでありますが、其支度が華美である。華美であるばかりでなく、舞姫に附いて居る者が非常にやかましいのです。舞姫は、親王大臣以下國司などからも出す位でありまして、其れの御附がある。舞姫一人に傅人カシヅキが八人、童女が二人、それから下使と云ふものが四人、其外まだいろ／＼附きます。それであるから非常に華美を競ひます。是れは卯の日の御祭りの前から、チャンと仕度があつて前々日即ち丑の日に、宮中に御召になつて、豫め其舞を御覽になる。其次の日には殿上の淵醉というて、殿上人などが酒を飲で亂舞して愉快に樂しむ。さうして御祭の當日即ち卯の日に大嘗宮で御親祭のあるのは夕方であるから、晝の中に童女を御前に召して、其服裝を御覽になる此五節の舞が濟みまして後は、樂人が樂を奏するとか、或は神様の御召物を織る處の人々が大和舞を奏する。此日には勅語がある。大嘗祭の勅語は此時だけです。つまり御祭のあとで御下がり頂戴する。

それを直會ナカミラヒと云ふ。樂しく聞召したと云ふことの勅語であつて、公卿以下にそれ〴〵賜はり物がある。それから十一月の晦に又大祓をする。是れで大嘗祭の大體が完結するのであります。

それで明治の御時の御儀式は少し違つて居ります。先刻も御話した役員も名前などが違ふだけであつて、それと大嘗祭は従來京都で行はせられたのであるのを、明治には特に東京で行はせられたのである。されば悠紀主基が違つて居る。悠紀は甲斐の國、主基は安房國である。又東京で行はせらるゝに付ては月ノ輪山陵に特に御報告なさると云ふともある。さう云ふ點が少し違つて居る丈であります。それで外國の公使に宴を賜はる。さうして白酒黒酒の日本流の御馳走を賜る。尤も奏樂もある。奏樂は日本風でなく洋風の樂である。其時には、副島外務卿が大嘗祭の御趣意を外國人に向つて演説した。伊太利から特に派遣された公使が祝辭を述べた。日本に來て居る各國の公使では、和蘭の公使が祝辭を述べる。又は元の開成學校即ち大學に於いて雇教師となつて居る外國人にも宴を賜はつた。其際の副島外務卿や、其他の演説や祝辭などがございますが、餘り長くなりますから、今日は寫して參りませぬ。兎に角、明治の時の大嘗祭はさう云ふ點が餘程違つて居ります。

要するに、先刻御話致しました様に、大嘗祭と云ふものは御親祭でありまして、陛下が御先祖の天照大神、及び、天神地祇を御招待になつて、御躬ら御饗應になり、御自分も御相手をなさるのでございます。それ程の目出度い御儀式でありますから、新穀を作つて、御供物を献上した所の國司を初め、一同

面白く楽しむと云ふやうな譯で、費用も構はずに、所謂御祭騒ぎをするのでございます。それであるから朝廷でも悠紀主基の國に對しては、餘程御手厚いことでありまして、殊に齋田に與つたる土地に對しては、つまり新穀に對する料として其時分の租税を以て代價を御支拂ひになるのみならず、所謂庸調を御免しになる。調は今の家屋税のやうに家に付ての税で、庸は人に就いて課するもの即ち、人頭税とも云ふべきものであります。さう云ふものを御免しになる。或は其郡内の者千何百人に對して位階を賜はつたと云ふこともありますし、兎に角卜定に與つた所の郡は非常な名譽としたのであります。上下一致の御祭であつて單に宮中のみ御祭でないこと云ふことは歴史を見ても分ります。又是れは單に新穀を神に供すると云ふばかりでなくして、一方では、産業の獎勵と云ふ意味も多少合んで居ると思はれますが、これは、先刻も御話致しました様に、種卸しから定めるのではない。郡と云ふものは定めるけれども、何處の田と云ふことは初から定めるのでないから、卜定された郡の者は、競争で稻を作らなければならぬ。つまり出來の良い所を擇ぶと云ふことであるから、自然と競争になる。それが即ち産業獎勵と云ふ意味に自然となることであらうと思ひます。

甚だ前後不揃ひなお話でありましたが、大略斯う云ふ次第であります。尙ほ詳しいこともございますが、豫定の時間より過ぎましたから今晚は是れで止めます。(拍手)

本居宣長

凡てよきことは、いかにもいかにも、
世にひろまるこそよけれ、ひめかく
して、あまねく人に知らせず、己が私
物にせんとするは、いとこゝろぎた
なきわざなりかし(古事記傳、一、)